

2023 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業  
調査レポート

**CEPA**  
(MAINLAND AND HONG KONG CLOSER ECONOMIC PARTNERSHIP ARRANGEMENT)  
《内地と香港の経済貿易連携緊密化取り決め》

(2024 年 3 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)  
香港事務所

海外展開支援部

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）香港事務所が NAC Global Co., Ltd. に作成委託し、2024 年 3 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび NAC Global Co., Ltd. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび NAC Global Co., Ltd. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・香港事務所

E-mail : [hkg@jetro.go.jp](mailto:hkg@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : [Platform-bda@jetro.go.jp](mailto:Platform-bda@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

1. CEPAの構成、経緯、成果	1
1-1. CEPAの構成	1
1-2. CEPAの経緯	1
1-3. CEPA20年の成果	3
2. 貨物貿易協議	3
2-1. 原産地基準	6
2-2. 原産地証明申請の手続き	5
2-2-1. 工場登記	5
2-2-2. 原産地証明の申請	5
2-3. その他の協議内容	6
2-3-1. 貿易の利便化	7
2-3-2. 広東・香港・マカオ大湾区貿易利便化	7
3. サービス貿易協議	8
3-1. サービス提供者の定義と条件	8
3-2. サービス提供者の申請手続き	9
3-2-1. 申請資料	9
3-2-2. 外国企業の買収による香港サービス提供者証明書申請	10
3-2-3. グループ会社による申請	10
3-3. 専門資格の相互認可	10
4. 投資協議	11
5. 経済技術協力協議	12
6. FAQ	15
7. 資料	18
7-1. 別添「サービス貿易業種別制限条項および開放措置(WTO区分、アルファベット順)」	18
7-2. 政府資料(フォーマット、サンプル類)	18

香港と中国内地の経済協定である CEPA (Mainland and Hong Kong Closer Economic Partnership Arrangement) 《内地と香港の経済貿易連携緊密化取り決め》が 2003 年 6 月 29 日に締結されてから 2023 年で 20 周年を迎えた。CEPA の範囲は貨物貿易協議だけでなくサービス貿易、投資、経済技術協力と多岐にわたり、そのメリットを香港に拠点を置く外国投資者も「香港企業」として享受することができる。

## 1. CEPA の構成、経緯、成果

### 1-1. CEPA の構成

CEPA は本文《主体文書》の下に 4 つの協議《貨物貿易協議》、《サービス貿易協議》、《投資協議》、《経済技術協力協議》で構成されており、各協議には以下の項目が含まれている。

#### (1) 《貨物貿易協議》

- ・ 香港原産貨物の中国輸入時のゼロ関税措置
- ・ 原産地規則
- ・ 貿易利便化の原則（税関手続きと貿易の簡素化、衛生と植物衛生の措置、技術的な障壁の撤廃を含む）
- ・ 広東・香港・マカオ大湾区貿易利便化の措置

#### (2) 《サービス貿易協議》

- ・ 各サービス領域の制限措置および開放措置
- ・ サービス提供者の定義と申請
- ・ 専門資格の相互認可および試験科目の相互免除に関する協議

#### (3) 《投資協議》

- ・ サービス貿易以外の投資アクセスへの了解と制限措置
- ・ 香港投資者証明書の定義と申請

#### (4) 《経済技術協力》

- ・ 香港と内地の発展動向と需要に合わせて協議する 22 領域の相互協力

### 1-2. CEPA の経緯

2003 年 6 月 29 日に本文、9 月 29 日に 6 件の付属文書締結後、本文の第三条に「不断の相互連絡を通じて開放・充実」と定めたとおり、計 10 回の CEPA 補充協議が 2004 年から 2013 年の間、毎年行われ、ゼロ関税貨物の範囲と、サービス貿易の開放措置の拡大が進められた。

この間、貨物貿易では2006年1月1日より、中国が輸入禁止するものなどを除き、申請された全ての香港原産地貨物は、原産地規則が制定でき次第、ゼロ関税を享受できることが認められた。サービス貿易でも、中国のサービス領域が徐々に拡大されたほか、貿易投資の利便化措置と金融協力措置も実施されていった。

2014年《内地広東と香港のサービス貿易自由化基本実現の協議》（以下、《広東協議》という。）では、サービス貿易を4つのビジネスモデルに分け、「商業拠点」についてはネガティブリスト形式、その他3つの「クロスボーダーサービス」および通信・文化サービス領域はポジティブリスト形式で開放内容が記述された。《広東協議》は翌2015年に《サービス貿易協議》として中国全土実施に拡大された。

2017年6月28日に、《投資協議》および《経済技術協力協議》が締結された。

2018年12月14日に、《貨物貿易協議》の原産地規則で、これまでのゼロ関税リストに未記載の商品でも一般規則に符合する前提で、双方の原産地規則協議を待つことなくゼロ関税享受を可能とするなど、原産地規則の調整が行われたほか、粵港澳大湾区貿易の利便化措置をスタートした。

2019年11月21日にサービス貿易協議の修正協議が締結され、サービス貿易の制限緩和が更に進められた。

上記の更新を経た各協議書の最新の更新年度は以下のとおりである（締結日に基づく）。

- 《貨物貿易協議》・・・・・・・・・・2018年12月14日
- 《サービス貿易協議》・・・・・・・・・・2019年11月21日
- 《投資協議》・・・・・・・・・・2017年6月28日
- 《経済技術協力協議》・・・・・・・・・・2017年6月28日

### 1-3. CEPA20 年の成果

香港政府は、2023年5月時点もしくは明記した期日の統計数字に基づくとして CEPA20 年の成果について以下を示した。

- ・ 貨物貿易において、両地の貨物貿易総額が 15,282 億香港ドル（2003 年）から、46,484 億香港ドル（2022 年）に増加し、年平均で 6% 成長した。CEPA 原産地証書の発行数は 23 万枚超、ゼロ関税で内地に輸入された商品の総額は 1,450 億香港ドルである。これにより免除された関税額は 94 億人民元あまりである。
- ・ サービス貿易において、153 領域で開放措置が実施された。これは世界貿易機関（WTO）の区分に基づく 160 領域の内の 95.6% を占める。また、3,392 社の香港企業が香港サービス提供者証明書を取得した。
- ・ 「個人遊」\*1 計画は内地の 49 都市（総人口 4.42 億人）をカバーし、本計画を利用した内地の来港者は延べ 2.99 億人である。
- ・ 香港における 2022 年 6 月時点の外国投資者の地区本部およびオフィス設立は 5,414 件から 8,978 件に増加した。

\*1: 「個人遊」内地住民個人が香港に旅行目的で入境する場合、《往来港澳通行証》および《個人旅行》ビザが必要である。CEPA の下、香港の観光業発展のため内地の個人の香港への旅行目的の入境を認める措置により、2003 年に広東省の 3 市（東莞、中山、江門）に対し開始し、次第に適用範囲を拡大したもの。

\*2: 香港が中国投資のゲートウェイとしての役割を果たし、外国投資者が CEPA の下で香港企業としてのメリットを享受できることを強調している。

## 2. 貨物貿易協議

CEPA の《貨物貿易協議》は、中国内地は国内の関連法規や国際公約の履行により輸入を禁止するものを除き、香港原産の貨物の輸入時にゼロ関税を実施すると明示している。一方、香港は自由港（フリーポート）のため、輸入あるいは輸出貨物に対する関税は発生しない。

《貨物貿易協議》の開始以来、原産地基準は企業の申請に基づき、内地と香港双方の協議を経て規定される「製品特定原産地基準」が設定されていたが、特定原産地基準の協議と基準設定に時間が経過していた。

また、経年による商品構成、加工工程、技術の変化や進化に伴う基準の陳腐化などに対応する必要が発生し、2018 年の改訂により、申請実績のない商品も付加価値基準に基づき原産地証明を取得しゼロ関税を享受することが可能になった。これにより、全ての香港原産貨

物（中国が内地の法規定あるいは国際公約に基づき輸入禁止する貨物を除く）は中国内地への輸入時にゼロ関税を享受することができる」とされている。

## 2-1. 原産地基準

CEPA《貨物協議》に定める、香港原産の貨物とは、以下の貨物を指している。

原産地基準には次が含まれる。

- (1) 香港で完全に獲得あるいは生産された貨物
- (2) 香港原産の材料のみから生産される貨物
- (3) 非香港原産材料から生産され、且つ
  - ・ 「製品特定原産地基準」に該当し、且つ関税分類変更/付加価値基準/加工工程基準 のいずれかに該当する貨物、もしくは
  - ・ 「製品特定原産地基準」に該当せず、付加価値基準で[積み上げ方式] で30%以上あるいは、[控除方式] で40%以上を満たす貨物とし、次の計算式に基づくものとする。

[積み上げ方式]

$(\text{原産材料価値} + \text{労務価値} + \text{製品開発支出価値}) / \text{輸出貨物 FOB} * 100\% \geq 30\%$

[控除方式]

$(\text{輸出貨物 FOB 価値} - \text{非原産材料の価値}) / \text{輸出貨物 FOB} * 100\% \geq 40\%$

特定原産地規則の各貨物の具体的な内容については、2023年7月1日更新規則を参照されたい。

〈製品特定原産地規則〉（繁体字版）

〈Product Specific Rules of Origin〉（英文版）

また、工業貿易署のサイトの関連ページに掲載される最新版を確認する必要がある。

## 2-2. 原産地証明申請の手続き

### 2-2-1. 工場登記

原産地証明申請の手続きは、生産能力を証明する工場登記を工業貿易署にて行う。工場登記における注意事項は以下のとおり。

- 工場登記の電子申請を行う際、その申請の署名者と工場登記の署名有権者が完全に一致しなければならない。また、その署名有権者名で、その後、原産地証書申請を提出しなければならない。
- CEPA の下でゼロ関税を申請する貨物を内地へ輸入する際は、貨物に原産地を記載あるいは貼付する必要は無い。表記する場合は「香港製造/ Made in Hong Kong」とする。

申請表は〈工場登記申請書〉および〈工場登記申請書 第二部分の追加紙面〉を参照されたい。

### 2-2-2. 原産地証明の申請

原産地証書の申請は、原産地証明発行機関として政府に認可された香港総商会、香港工業総会、廠商連合会、香港中華総商会および香港印度商会にて行う。申請は電子貿易文書提出サービス業者のオンラインサービスを通じて提出することができる。2024年3月時点において、工業貿易署のホームページには以下2社の電子貿易文書提出サービス企業が掲載されている。

- 標奥電子商務有限公司 <http://www.brio.com.hk/service3.html>
- 貿易通電子貿易有限公司 <https://www.tradelink.com.hk/en/index.html>

原産地証書の審査時間は1.5営業日とされている。発行された原産地証書（紙面あるいは電子版）の有効期限は1年、保管期限は最低3年とされている。

また、貨物貿易協議には、内地の税関は原産地証書の真実性や原産地資格の確認のため、香港税関に検査（製造現場を含む）を要求することがあると定められている。

なお、輸入通関に際して内地税関より追加資料の提出要求がある場合、90日以内に提出しなければならないとされている。

原産地証書の申請に際しての注意事項は以下のとおりである。

- 輸出者、製造者および代理者（もし適用する場合）は、原産地証書の申請に当た

り、申請書に記載する貨物が CEPA および《貨物協議》の原産地規則に符合していることを声明書で宣言する。

- b. 1 件の原産地証書は、1 件の内地に同時に輸入する貨物に対応する。
- c. 《中華人民共和國税関輸出入税則》に定める 8 桁の貨物税コードを適用する。
- d. 1 件の原産地証書には 20 項以下の貨物税コードに分類される貨物を記載することができ、これらの貨物は全て CEPA の下ゼロ関税優遇措置を享受する貨物に属していなければならない。
- e. 8 桁の税コードの貨物毎に、それぞれ以下の情報を提供する。
  - ・ パッケージの件数および種類
  - ・ 数量および計量単位
  - ・ 香港ドルで計算した FOB 価値
- f. 原産地標準：主要な製造工程を記入し、該当する原産地基準（完全獲得/一般規則/税則分類変更/付加価値基準）を記入する。付加価値基準に該当する場合は左記に加えて積み上げ方式/控除方式を記入する。
- g. 申請表に記入する、運輸方式、輸入港、計量単位のコード表は次のサイトを参照する。  
[https://www.tid.gov.hk/service/co/jsp/COEnq\\_CEPAAreaMain\\_c.jsp](https://www.tid.gov.hk/service/co/jsp/COEnq_CEPAAreaMain_c.jsp)  
※変更の可能性があるため内地税関が規定する最新のコードに準じるものとする。
- h. 申請書に記入する輸入港は、申請者がその貨物にゼロ関税優遇を享受する税関区である。
- i. 貨物受取人（コンサイニー）の情報は原産地証書に表示される。輸出者は当該情報を隠蔽することはできない。
- j. 通常において、貨物が香港から発送される日は、申請当日から少なくとも 2 営業日後以降の日とする。
- k. 加工貿易で内地に輸入される貨物は、CEPA のゼロ関税を享受することはできず、原産地証書の申請の対象とならない。

### 2-3. その他の協議内容

2018 年 12 月に締結された貨物貿易協議の内容には、税関手続きと貿易の利便化、衛生と植物衛生の措置、技術的な障壁の撤廃などの制度構築を合意することで、税関手続きの簡素化や措置の透明度を高める条項が含まれる。また、広東・香港・マカオ大湾区の貿易利便化措置も含まれている。それぞれの概要は以下のとおり。

## 2-3-1. 貿易の利便化

## (1) 税関手続きと貿易の利便化

税関手続きの利便化、税関法規の透明度の向上、税関における情報技術の応用、リスク管理、貨物放出の手続き、腐食性貨物の処理、税関協力と連絡制度における合意が含まれる。

## (2) 衛生と植物衛生の措置

衛生および植物衛生の保護措置、税関港の措置、技術協力と審議などに関わる合意が含まれる。

## (3) 技術的な障壁の撤廃

基準の制定、採用と実施、合格評価手続き、税関港の措置、技術協力と審議などに関わる合意が含まれる。

## 2-3-2. 広東・香港・マカオ大湾区貿易利便化

## (1) 珠江デルタ9市における通関の利便化、西岸都市および北部都市への拡大

## (2) ワンストップ窓口、税関情報の相互交換メカニズムの研究

## (3) 内地と香港税関の貨物電子情報の共同フォーマット実現性の研究

## (4) 定期的な貨物通関の所要時間の公布、さらに全体の通関時間の短縮に向けた取り組み

## (5) 動植物と動植物製品、食品と薬品を除く貨物の検疫結果の相互承認を推進

## (6) 第三者検査検測、認証の商品と機関の範囲と通関加速待遇の拡大を模索

## (7) 内地税関総署と香港の関連主管部門が協議一致の上で、内地由来で香港加工された食品に対する通関の利便化措置

### 3. サービス貿易協議

CEPA のサービス貿易分野の開放は計 10 回の CEPA 補充協議の間、ポジティブリストによる開放拡大を経て 2014 年の《広東協議》で初めてネガティブリストを導入し、広東省から全土に拡大した《サービス貿易協議》が 2015 年 11 月に締結、2016 年 6 月に実施された。

WTO 区分による 160 部門の内 153 部門に対しネガティブリストによる制限事項の列記と同時に、ポジティブリストによる開放措置を具体的に規定している。

ネガティブリストの制限条項は、本協議に 4 つのサービス貿易モデル（「越境取引」「域外消費」「商業拠点」「自然人の移動」）の内、企業の登録・設置などを意味する「商業拠点」に対し規定されており、ポジティブリストにはその他 3 つのサービスモデルを通じて何をどのように提供することを許可するのが規定されている。

「越境取引」：一方の国・地域のサービス提供者が、自国に居ながらにしてもう一方の国・地域にサービスを提供するケース

「域外消費」：一方の域内のサービス提供者が、もう一方の国・地域から来た顧客にサービスを提供するケース

「商業拠点」：一方のサービス提供者が、もう一方の国・地域において商業拠点を設置してサービスを提供するケース

「自然人の移動」：一方のサービス提供者が、もう一方の国・地域内で自然人としてサービスを提供するケース

サービス貿易分野のサービス部門（セクター）毎の具体的な制限条項および開放措置については、「サービス貿易業種別制限条項および開放措置（WTO 区分、アルファベット順）」にまとめたので参照されたい。

#### 3-1. サービス提供者の定義と条件

《サービス貿易協議》の開放措置を享受する香港企業は「香港サービス提供者」と呼ばれる。香港サービス提供者には、香港の自然人と法人が含まれる。自然人とは中華人民共和国香港特別行政区永久居住者である。法人とは、内地あるいは香港特別行政区の法律に基づき組織設立された法律実体を指し、私有あるいは政府所有を問わず、会社、基金、パートナーシップ、合弁、独資企業あるいは協会（商会）を含む。

法律部門を除き、香港サービス提供者の条件は以下のとおり。

(1) 香港特別行政区《会社条例》あるいはその他の登録登記規定に基づき設立され、申請す

る領域の営業許可証などを有していること。

(2) 香港で実質的な商業経営に従事していること。商業経営に従事しているかの判断基準は次のとおり。

- ・ 業務性質と範囲が、内地の法律法規の外商投資企業に定める規定に基づくこと。
- ・ 香港に登記設立し、実質的な商業経営に3年以上従事していること。建築業5年、不動産サービスは年限制限無し、金融サービスは《銀行業条例》に基づく営業ライセンスを取得後(1)実体のある経営が5年以上か、もしくは(2)支店形態の経営が2年以上で且つ実体のある経営期間が3年以上のいずれかを満たすこと。保険サービスは5年以上。航空運輸地上サービスは5年以上。サードパーティ国際船舶代理サービスは5年以上。
- ・ 実質的な商業経営期間において、法に基づき利得税を納付していること。
- ・ 香港に所有あるいは賃貸する業務場所が、その業務範囲と規模に合致していること。海運サービスを提供する香港サービス提供者の船舶総トン数の50%以上は香港で登録していること。
- ・ 香港で雇用する従業員は香港居住に制限のない香港居住者および香港に定住する内地人員が従業員総数の50%以上を占めること。

### 3-2. サービス提供者の申請手続き

《香港サービス提供者証明書》は工業貿易署にて申請する。通常、申請所用日数は5営業日とされるが資料の不備などがある場合は延長される可能性がある。発行後の証明書の有効期間は2年であり、期限の60日前から期限後180日までの間に更新申請を提出することができる。

#### 3-2-1. 申請資料

企業による香港サービス提供者申請時の必要資料は以下のとおりである。

- (1) 会社登記証明書
- (2) 商業登記証および登記資料抜粋
- (3) 3年もしくは5年分の会社の年度報告あるいは監査を経た財務諸表
- (4) 所有あるいは賃貸する経営場所の証明文書原本あるいはコピー
- (5) 3年あるいは5年分の利得税申告表、欠損の場合、欠損状況証明文書
- (6) 従業員給与およびMPF申告表コピーおよび、上記2-1-2-5に規定される比率を満たす根拠資料
- (7) そのほか実質的な経営を証明する、経営範囲に関連するライセンス、認可、確認書など

上記証明資料および、《声明書》に対し香港政府の委託弁護士が認証手続きを行い、証明書を発行する。

### 3-2-2. 外国企業の買収による香港サービス提供者証明書申請

外国企業が香港企業を買収して香港サービス提供者証明書を申請する場合、50%以上の株式を取得して1年以上の場合、香港サービス提供者の申請が可能となる。

### 3-2-3. グループ会社による申請

香港サービス提供者申請時、香港の《会社条例》(第622章)第2条に「2社あるいは以上の法人団体で、その内の1社がその他の会社の支配会社である」という定義に符合するグループ会社は、グループ会社の親会社と子会社で、申請者および経営実体を満たせば、グループ会社としての《香港サービス提供者証明書》を申請することができるとされている。

## 3-3. 専門資格の相互認可

《サービス貿易協議》には専門資格の相互認可および試験科目相互免除の協議があり、対象の資格は以下のとおりである。なお、詳細については各資格を取り扱う協会などに確認する必要がある。以下の資格名は香港での名称を繁体字および英文で記載し、協会リンクを記載している。

#### (1) 建築および関連エンジニアリング

- ・ 建築師 (Architects) : <https://www.hkia.net/tc/>
- ・ 建築エンジニア (Structural Engineers) : <https://www.hkie.org.hk/en/>
- ・ 産業測量師 (General Practice Surveyors)  
: <https://www.hkis.org.hk/tc/index.html>
- ・ 規制師 (Planners) : [www.hkip.org.hk](http://www.hkip.org.hk)
- ・ 工料測量師 (Quantity Surveyors)  
: <https://www.hkis.org.hk/tc/index.html>
- ・ 建築測量師 (Building Surveyors)  
: <https://www.hkis.org.hk/tc/index.html>

#### (2) 証券・先物 (Securities and Futures) : <https://www.sfc.hk/TC/>

#### (3) 会計士 (Certified Public Accountants) : <https://www.hkicpa.org.hk/>

#### (4) 不動産仲介 (Estate Agents) : <https://www.eaa.org.hk/zh-hk/>

#### 4. 投資協議

《投資協議》とはサービス貿易以外の投資のアクセス、保護と促進などに関する了解で、2017年6月28日に締結、2018年1月1日より実施されている。投資形式には次が含まれるがこれに限らない。

- (1) 企業
- (2) 企業の持分、株式、その他形式による出資
- (3) 債券、貸付およびその他債務証券
- (4) 先物、オプション、その他のデリバティブ
- (5) ターンキー契約、建築、管理、生産、特許、報酬シェアおよびその他の類似契約
- (6) 知的所有権
- (7) 一方の法律による営業許可、授権、認可および類似の権益
- (8) その他有形あるいは無形資産、動産、不動産および、リース、抵当、留置権および質権などの財産権利

これらの投資アクセスに対し、差別的取り扱いをしないなどの実質的義務の範囲に、国民待遇、最恵待遇、業績要求、高級管理人員・董事会メンバーなどの人員の入国などが含まれる。

香港の企業が《投資協議》の下、投資アクセスの優遇措置（但し26項の制限措置を除く）を享受し、会社を登記設立するなどの「商業拠点」の形式により投資をする場合、《香港投資者証明書》を申請取得する必要がある。金融商品、不動産、無形資産などの、「商業拠点」以外の形式による投資を行う場合には、同証明書の申請は不要である。

投資アクセスにおける優遇と制限のほか、投資資産の徴用に対する制限、損失補償、投資と収益の域外への移管、投資手続きと要求の簡素化などを投資の保護と利便化措置として規定し、また、紛争解決メカニズムの設置などを定めている。

## 5. 経済技術協力協議

CEPA の下、香港企業や香港の自然人に対する内地の貿易や投資における国民待遇や優遇の制度が整備されたほか、内地と香港の経済発展における相互協力協議である《経済技術協力協議》が、2017年6月28日に締結された。

具体的には、一帯一路に伴う経済貿易領域の協力の深化や、金融、観光、法律および紛争解決、会計、会議・展示（エキスポ）、文化、環境保護、イノベーション、教育、電子商務（Eコマース）、中小企業、知的財産権、商標ブランド、漢方薬、輸出入貨物の品質・安全・衛生・検査検疫に関わる利便化、香港の自由貿易試験区建設への参画の支持、香港と前海、南沙、横琴との協力の深化などを含む以下の22の領域で協力を強化し、内地と香港業界の発展と協力を支持するとしている。

領域	内容
一帯一路に伴う建設	政府・協会・民間レベルでの情報共有、香港が優位性を持つ産業パークの建設、大型プロジェクトへの参入、法律・会計税務など専門サービス、香港における宣伝・広告
金融	香港国際金融システムを利用した内地銀行の国際業務の発展、内地銀行による香港での国際資金為替業務、支店の設置、内地の中西部、東北地区および広東省における香港の銀行支店設置にかかる便宜供与、クロスボーダー双方向での人民元流通システムへの協力、内地企業の香港証券取引所上場、香港金融機関による内地での証券、基金、先物、証券投資コンサルティング会社など設立時の持分比率引下げ、内地企業による香港での人民元および外貨債券の発行、債券市場の相互参入の推進、香港保険業者による内地での交通事故責任強制保険業務の展開支持など
観光	内地と香港の旅行会社の協力範囲の拡大。航路などクルーズ旅行の協力推進。旅行・展示・会議などを両地域に所在する外国駐在機関に宣伝。低価格な団体旅行、その他違法行為の取締り、旅行会社経営の規範を整備。広東・香港・マカオ区域への旅行や海のシルクロード旅行などの商品開発
法律と紛争解決	両地域の法律および争議解決のための専門機関の設営、業務交流と協力の強化。香港におけるアジア太平洋区国際法律および争議解決サービスセンター設置に向けた支援
会計	両地域の会計準則と監査準則のコンバージェンスの継続、国際会計監

	査関連準則の高品質の基準制定に向けた促進。内地登録会計士資格を取得した香港の会計士が、内地会計士事務所のパートナーになることを支持、香港会計士資格を取得した内地の会計士が香港会計士事務所のパートナーになることを支持。内地の公認会計士試験と香港会計士資格の試験科目の相互免除システムを構築
会議・展示 (エキスポ)	内地による香港での大型国際会議および展覧会を支援、協力。内地の展示会人員の香港ビザに利便性を提供。両地域の展示会分野における官民機関の協力促進
文化	両文化における貿易発展を支持、強化。情報交換、問題解決、視察・交流の強化。両地域の官民機関の協力促進
環境保護	環境保護分野における交流、情報交換の強化。研修、視察協力、業界利便化に向けた模索。両地域の官民機関の協力促進
イノベーション	イノベーション・テクノロジー分野の協力強化。香港でロボット、バイオ、スマートシティ、フィンテック分野などの支持、新興産業の育成。両地域の科学研究、ハイテク研究開発、産業応用に向けた協力。香港青年イノベーション創業の奨励、新技術産業化の促進。官民機関のイノベーション協力の推進
教育	交流強化、教育情報の交流強化、研修・視察の協力強化。内地教育機関と香港教育機関による内地での学校経営、研究機関の設置、ハイレベル人材の育成
電子商務 (Eコマース)	電子商務法規、規則、基準の研究と制定に向けた協力。応用、宣伝、研修などにおける交流と協力。電子行政の協力。経済貿易情報の交換。電子署名の相互認証。両地域の優位性を利用し、重点業種とバルク商品の電子商務発展のための交流強化
中小企業	中小企業の交流促進のための協力、視察と交流、中小企業発展戦略と保護政策に向けた共同研究
知的財産権	知的財産権保護法の制定と実施方面における情報や経験の交換。企業訪問、交流活動、検討会の実施。人材育成と人員研修に向けた協力
商標ブランド	国家工商行政管理総局と香港知識産権署間の交流と協力
漢方薬	中薬法規の整備および中医薬管理に関する情報の共有、中薬貿易の利便化、両地域の中医薬企業への協力支援、国際市場の協同開拓、貿易投資の促進
珠江デルタ経済	協力の継続および深化、香港の国際金融、貿易、物流センターの優位性

	を活用した珠江デルタ区域内の金融、商業貿易、テクノロジー、観光分野への協力強化、相互投資、国際市場の協同開拓の推進
自由貿易試験区	自由貿易試験区建設に関する情報の交換、香港サービス業の開放、香港の中小企業と香港青年の創業に向けた奨励
前海・南沙・横琴	金融、交通・航路、商業貿易、専門サービス、テクノロジーの試行、香港企業の参入開放、経済協力の新モデルを模索、人材協力モデル区の建設
貿易投資促進	対外貿易、外資導入政策に関する情報共有。海外投資との交流を強化。展覧会の実施あるいは海外展示会出展における協力の強化
輸出入貨物の品質・安全・衛生・検査検疫	電気製品の検査検疫に関する連絡ルート、相互交流、情報交換、人員研修の協力。 動植物の検査検疫と食品安全面に関する協力強化、ワインの通関利便化に向けた協力。 衛生検疫に関する監督管理情報の交換、消耗品の安全協力。香港および内地の検査実験室間の協力、香港認証機関による内地での認証実施の研究
透明度	投資、貿易その他経済貿易の法律と規則の発布、法修正に関する情報の交換。各媒体を通じ政策や規則などの情報を発信、政策にかかる法律説明会の実施、内地 WTO コンサルタントの設置、中国投資に関する指南HPなどを介した企業へのコンサルタントサービスを提供
資格相互認証	建築および関連エンジニアリング、不動産など専門資格の相互承認。電気技術者、公用設備技術者の相互資格認証について検討を開始、土木技術者（岩土）および測量業務の技術に関する情報交換。両地域の風景園林（中国文化がみられる庭園）の専門業務に関する技術交換 不動産評価士、不動産仲介などの資格相互認証業務を継続推進。香港会計士の内地税理士資格試験《財務と会計》科目の免除。 両地域の主管部門と関連機関による相互認証専門資格の具体的方法を研究、協議、策定

## 6. FAQ

Q1. 製造業の新規投資者は、貨物のゼロ関税優遇を享受できるか？

A1. 製造業の出資者あるいは設立日に関わらず、香港製造の貨物が《貨物貿易協議》の原産地標準に合致する場合、工場登記と原産地証書の手続きを経て、ゼロ関税優遇措置を享受することは可能です。

Q2. 原産地標準の内、「関税分類変更」とは何を指すか？

A2. 「関税分類変更」とは、非原産材料を加工した後の製品の関税分類において、以下の変更を含むことを指します。

- ・ 章（関税コードの最初の2桁）の変更
- ・ 品目（関税コードの最初の4桁）の変更

Q3. 原産地標準の内、「付加価値基準」で申請する場合、どのような資料を提出して審査を受けるのか？

A3. 貨物の原産地標準を「付加価値基準」で申請する場合、申請毎に該当する「原価計算表」フォーマットに記入して提出する必要があります。製品開発の支出もしくは内地原産の貨物および材料価値計算を付加価値分に加える場合、CEPA 原産地証書の申請に必要な日数より7営業日前に申請する必要があります。原価計算表のほかに、関連の「声明および承諾書」を提出する必要があります。

Q4. CEPA 原産地証書発行後、修正できるか？

A4. CEPA 原産地証書申請時、申請者は全ての資料および情報に間違いがないことを確認し、声明書も併せて提出します。申請者が、発行済 CEPA 原産地証書を修正する場合は、発行日から30日以内に修正申請を提出する必要があります。証明書発行期間は、当該 CEPA 原産地証書が未使用であることを前提に、以下の修正を個別に検討します。

- ・ コンサイニー情報
- ・ 貨物数量あるいは価値の下方修正
- ・ 貨物のパッケージ個数
- ・ パッケージラベルおよび数量

- ・ 関税分類が変わらない前提で、貨物の説明を修正

これらの修正を除き、通常は未使用の CEPA 原産地証書を取消し、新たに申請する必要があります。

Q5. 申請貨物が「製品特定原産地規則」に符合しない場合、「一般規則」を選択してもよいのか？

A5. 選択することはできません。「一般規則」は、「製品特定原産地規則」が適用されていない貨物にのみ適用可能です。申請者が CEPA 原産地標準の修正を希望する場合、修正申請を提出することができ、香港と内地の修正協議のスケジュールに沿って審議されます。

Q6. 《サービス貿易協議》における、国民待遇と、最恵待遇はどのように異なるのか？

A6. 国民待遇とは対外開放における最高基準で、香港サービス提供者が内地のサービス提供者と同等の待遇を享受するというを示します。ネガティブリストに特段の制限措置がなければ、国民待遇を実現することになります。具体的な内容は、各領域の措置を参照してください。

最恵待遇とは、内地とその他の国家あるいは地区が自由貿易協議において CEPA の開放措置より優遇される条項がある場合、その優遇条項は CEPA にも適用されることを示します。なお、全ての外資に対し内地が開放している措置は特に CEPA に組入れる必要はなく、自動的に香港にも適用されます。

Q7. 国民待遇としていても、一部措置を保留しポジティブリストに記載があるのは何故？

A7. 国民待遇は対外開放の最高標準ですが、具体的には各領域の開放措置および程度を参照する必要があります。締約国が国民待遇義務に対し例外として保留措置を設けることは、国際通例に符合しています。

Q8. 《香港サービス提供者証明書》の新規申請に必要な日数は？

A8. 通常、工業貿易署に提出された資料が揃ってから 14 営業日以内に審査手続きが完成する見通しです。

Q9. 《香港サービス提供者証明書》は複数枚発行してもらえるか？

A9. 《香港サービス提供者証明書》が複数枚必要な場合、認証副本 (Certified True Copy) を申請することができます。

Q10. 1社で複数のサービス領域業務に従事する場合、《香港サービス提供者証明書》にはどのように記入するか？

A10. 1件の申請表につき1項目のサービス領域の申請のみ行うことができます。《香港サービス提供者証明書》を取得した企業は、その他のサービス領域の優遇を享受する場合に、香港での経営範囲の制限を受けないとされています。このため、1社が多数の項目の業務に従事する場合、1件の《香港サービス提供者証明書》を申請すれば問題ありません。

Q11. 《投資協議》では、政府の徴用等に対し必ず保障が与えられるか？《投資協議》は、協議発効前の投資にも適用されるか？

A11. 《投資協議》では、政府は、公共目的で、正当な法律手続きに則り、差別方式ではなく、補償が与えられる状況下でのみ、投資あるいは投資収益を徴用することができると規定しています。《投資協議》は、協議発効時にすでに存在していた投資にも適用されます。協議発効前にすでに存在していた投資に対し協議義務の違反があった場合、《投資協議》に規定する紛争解決メカニズムを適用することも可能です。

## 7. 資料

7-1. 別添:「サービス貿易業種別制限条項および開放措置 (WTO 区分、アルファベット順)」

出典:内地の香港に対する開放サービス貿易の具体的な了解

7-2. 政府資料 (フォーマット、サンプル類)

「製品特定原産地規則」(繁体字版):

[https://www.tid.gov.hk/tc\\_chi/CEPA/tradegoods/files/product\\_specific\\_rules\\_of\\_origin\\_c.pdf](https://www.tid.gov.hk/tc_chi/CEPA/tradegoods/files/product_specific_rules_of_origin_c.pdf)

「製品特定原産地規則」(英文版):

[https://www.tid.gov.hk/english/CEPA/tradegoods/files/product\\_specific\\_rules\\_of\\_origin.pdf](https://www.tid.gov.hk/english/CEPA/tradegoods/files/product_specific_rules_of_origin.pdf)

「工場登記申請書 (Application Form for Factory Registration)」:

<https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/form/publicform/ttrs/files/etid91.pdf>

および第二部分追加紙面:

<https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/form/publicform/ttrs/files/frasup.pdf>

「原産地証明申請書」(繁体字版):

[https://www.tid.gov.hk/tc\\_chi/aboutus/form/publicform/cert/files/tid212\\_c.pdf](https://www.tid.gov.hk/tc_chi/aboutus/form/publicform/cert/files/tid212_c.pdf)

「原産地証明申請書」(英文版):

<https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/form/publicform/cert/files/tid212.pdf>

「香港サービス提供者証明書申請表」(繁体字版):

[https://www.tid.gov.hk/tc\\_chi/aboutus/form/publicform/CEPA/files/tid102\\_c.pdf](https://www.tid.gov.hk/tc_chi/aboutus/form/publicform/CEPA/files/tid102_c.pdf)

「香港サービス提供者証明書申請表」(英文版):

<https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/form/publicform/CEPA/files/tid102.pdf>

「香港サービス提供者証明書」グループ申請補充フォーマット (繁体字版):

[https://www.tid.gov.hk/tc\\_chi/aboutus/form/publicform/CEPA/files/tid102a\\_c.pdf](https://www.tid.gov.hk/tc_chi/aboutus/form/publicform/CEPA/files/tid102a_c.pdf)

「香港サービス提供者証明書」グループ申請補充フォーマット（英文版）：

<https://www.tid.gov.hk/english/aboutus/form/publicform/CEPA/files/tid102a.pdf>

「香港サービス提供者証明書」サンプル：

[https://www.tid.gov.hk/tc\\_chi/aboutus/tradecircular/ntss/2020/files/ntss202001\\_a2\\_c.pdf](https://www.tid.gov.hk/tc_chi/aboutus/tradecircular/ntss/2020/files/ntss202001_a2_c.pdf)

（以 上）